

## 平成22年度 ガス事業法に係る立入検査結果（簡易ガス事業者）

### 実施状況

検査実施事業者数	指摘を行った事業者数
17	14

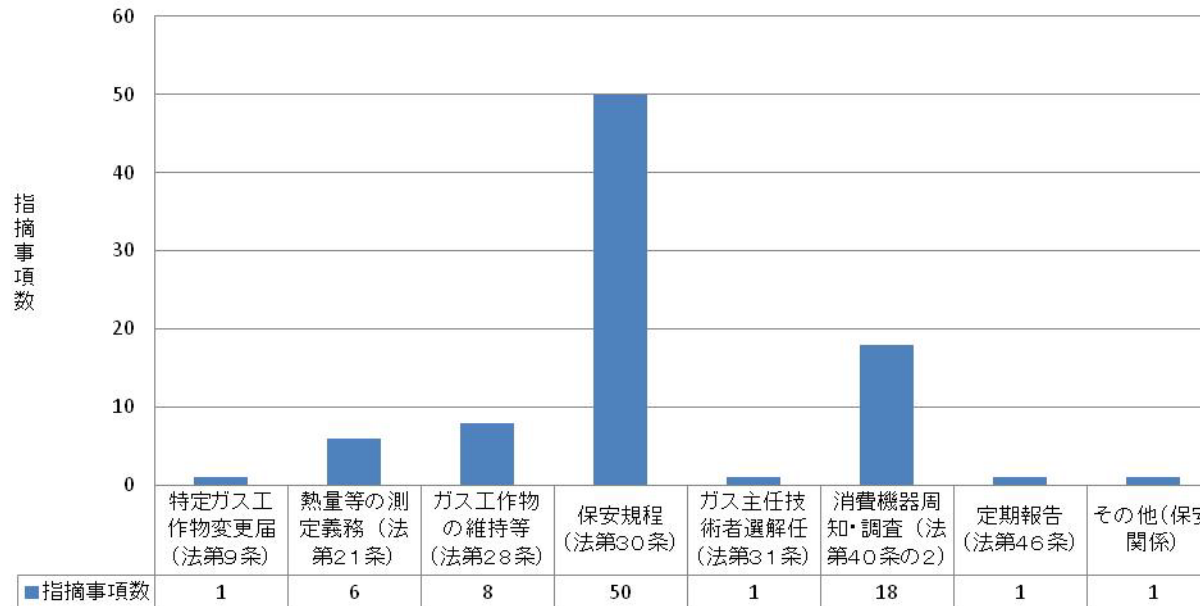
※原則として、1事業者につき1供給地点群について検査を実施。

### 主な指摘事項

別紙のとおり。

指摘事項の割合は、「保安規程」関係：約58%、「消費機器の周知・調査」関係：約21%となっている。

平成22年度：指摘項目と指摘事項数



	ガス事業法	項目	確認事項	指摘件数
特定ガス工作物 変更届	9条	特定ガス工作物の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定ガス工作物の構造が許可証の内容(変更届出の内容含む)と相違している。</li> <li>特定ガス工作物の構造に係る変更届出が提出されていない。</li> </ul>	1
熱量等の測定義務	21条	調整装置出口の常時圧力測定、調整装置出口の圧力測定記録の保存(1年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整装置出口の常時圧力測定を行っていない。</li> <li>圧力測定記録が1年間保存されていない。</li> <li>自記圧計が適切に校正されていない。</li> </ul>	2
		特定容器使用記録表	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定容器使用記録表の書式がガス事業法施行規則で定めたものと違っている。</li> <li>特定容器使用記録表にガス事業法施行規則で定める内容を記載していない。</li> </ul>	4
ガス工作物の維持等	28条	離隔距離の確保(第1保安物件、第2保安物件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安物件に対する離隔距離が確保されていない。</li> </ul>	1
		ガスの滞留防止の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスの滞留防止の措置が適切でない。(換気口の面積が十分でない。換気口が1方向のみに位置し適切でない。)</li> </ul>	1
		遮断装置(バルブ)の誤操作防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤操作防止措置が適切にされていない。(開閉表示がない、付近配管のガス種及び流方向表示ない、緊急時に使用せず通常も使用しない、施錠、封印等の措置がない)</li> </ul>	2
		導管の漏えい検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>導管の漏洩検査を技術基準の規定した頻度で実施していない。</li> <li>導管の漏洩検査の実施方法が技術基準の規定に反しており適切でない。</li> <li>導管の漏洩検査の実施頻度、実施方法が確認できない。</li> </ul>	4
保安規程	30条	保安管理者、ガス主任技術者代行者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス主任技術者代行者の指名が明確でない。</li> </ul>	1
		保安規程の制定及び届出(届出又は変更届出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規程の変更届出がなされていない。</li> <li>保安規程の見直しが行われていない。</li> </ul>	3
		保安管理組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規程で定められた保安管理組織と実態が相違している。</li> </ul>	8
		保安管理者の職務遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安管理者が保安規程に定められた職務を果たしていない。</li> </ul>	2
		ガス主任技術者の職務遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス主任技術者が保安規程に定められた職務を果たしていない。</li> </ul>	1

	ガス事業法	項目	確認事項	指摘件数
保安規程	30条	保安に関する教育及び訓練に係る年間計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安に関する教育(訓練)に係る年間計画を策定していない。</li> <li>保安に関する教育(訓練)に係る年間計画の内容が保安規程の規定に沿ったものとなっていない。</li> </ul>	5
		保安に関する教育及び訓練に係る実施及び実施記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安に関する教育(訓練)を年間計画に沿って実施していない。又は実施した保安に関する教育(訓練)が保安規程に定める内容になっていない。</li> <li>保安に関する教育(訓練)の実施記録が保存されていない(ものがある)。</li> <li>保安に関する教育・訓練の記録が具体的でなく実施内容が確認できないため記録として不十分である。</li> </ul>	5
		工事中及び工事完了時の検査の実施とその検査記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス工作物の工事中(工事完了時)において保安規程で定めた事項について確認する検査を行っていなかった。</li> <li>ガス工作物の工事中(工事完了時)において保安規程で定めた事項について確認を行った検査記録がない。</li> </ul>	2
		ガス工作物巡視点検、検査の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規程で規定したガス工作物の巡視点検(検査)を(一部)実施していない。</li> <li>ガス工作物の巡視点検(検査)を保安規程で定めた頻度で実施していなかったことがある。</li> </ul>	9
		ガス工作物巡視点検、検査の記録保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規程で規定したガス工作物の巡視点検(検査)の記録を(一部)保存していない。</li> </ul>	1
		導管理設図の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>導管理設図が整備されていない。</li> <li>導管理設図が現状と一致していない。</li> </ul>	4
		他工事の協議、巡回及び立会	<ul style="list-style-type: none"> <li>他工事の協議を行っていない。</li> <li>他工事の立会を行っていない。</li> <li>他工事立会の結果を記録していない。</li> </ul>	1
		・事故発生時の受付体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故発生時に備えての受付体制が確立していない。</li> <li>事故発生時等における緊急時の連絡先を需要家に適切に周知していない。</li> </ul>	1
		⑤地震時の供給停止判断、感震自動ガス遮断装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規程に地震時の供給停止判断の規定が定められていない。</li> <li>保安規定に定められた地震時の供給停止判断にかかる、感震自動ガス遮断装置が設置されていない。</li> <li>地震時の供給停止判断について保安規程と実態が相違している。</li> </ul>	1
		ガス工作物の工事、維持及び運用に関する記録、保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規程で定めた条項の記録をしていない。</li> <li>保安規程で定めた記録を規定どおりに保存していない。</li> <li>保安規程で定めた記録を適切に保存・管理していない。</li> </ul>	4
保安管理者の記録確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安管理者が保安規程で定めた記録を確認していない。</li> </ul>	2		

	ガス事業法	項目	確認事項	指摘件数
ガス主任技術者 選解任	31条	ガス主任技術者の選任	・ガス主任技術者が常駐していない。	1
消費機器周知・調査	40条の2	屋内設置の小型瞬間湯沸かし器(12kW以下)又は半密閉式ガス湯沸器及び浴室に設置の自然排気式の風呂釜は「毎年度1回以上のガス使用者に対する周知方法	・屋内設置の小型瞬間湯沸かし器(12kW以下)又は半密閉式ガス湯沸器及び浴室に設置の自然排気式の風呂釜について毎年度1回以上のガス使用者に対する周知を行っていない。	3
		屋内設置の小型瞬間湯沸かし器(12kW以下)又は半密閉式ガス湯沸器及び浴室に設置の自然排気式の風呂釜は「毎年度1回以上の周知記録	・屋内設置の小型瞬間湯沸かし器(12kW以下)又は半密閉式ガス湯沸器及び浴室に設置の自然排気式の風呂釜について毎年度1回以上のガス使用者に対して周知を行っていることの記録が確認ができない。	3
		閉栓する時に省令で定めた周知事項を記した書面をメーターコックに取付	・閉栓する時に省令で定めた周知事項書面をメーターコックに取付けていない。 ・周知書面にガス種の記載がない。	3
		消費機器調査の頻度「40月に1回以上」	・消費機器調査を40月に1回行っていない。	3
		調査員の身分証明書を携帯	・消費機器調査員の資格認定が適切でない。 ・消費機器調査員資格が適正に管理されていない。	2
		消費機器調査時の不在需要家の把握	・不在需要家の訪問記録が不十分である。	2
		消費機器調査	・消費機器調査の帳簿に義務づけられた事項の記載漏れがある。 ・消費機器調査の帳簿が適切でない。	2
定期報告	46条	消費機器調査結果年報	・消費機器調査結果年報の記載に誤りがある。	1
その他	その他	上記に記載された項目以外の確認事項	・ガス地震対策設備計画・実績表を提出していない。	1